

質問第一四号

退院等の請求に係る司法救済に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年十月二十四日

川田 龍平

参議院議長 伊達 忠一 殿



退院等の請求に係る司法救済に関する質問主意書

一 これまで、日本政府は、国際社会に向けて精神医療審査会の説明をする際に、「精神医療審査会」をどのように英訳し、その制度についてどのように説明してきたのか、明らかにされたい。

二 措置入院者若しくは医療保護入院者又はその家族等による退院等の請求に係る司法救済について、政府の認識を示されたい。

三 これまで、措置入院者若しくは医療保護入院者又はその家族等が、都道府県知事に対して行った退院等の請求に関する精神医療審査会の審査結果に不服がある場合、当該請求者が訴訟を提起し、精神医療審査会の審査結果について争うことは可能とされてきたのか、明らかにされたい。

四 これまで、措置入院者若しくは医療保護入院者又はその家族等からの退院等の請求に対し、都道府県知事が入院継続又は処遇が適当であると判断した場合、当該請求者が都道府県知事に対して訴訟を提起し、退院命令等の義務付けについて争うことは可能とされてきたのか、明らかにされたい。

右質問する。

